



**International Covenant
on Civil and
Political Rights**

市民のおよび政治的権利に関する国際規約

配布先：

一般

CCPR/C/21/改定 2/追加 12

一般的意見 30

2002 年 9 月 18 日

正文：英語

**一般的意見 30 : 2002 年 9 月 18 日付
規約第 40 条で規定される締約国の報告義務
CCPR/C/21/改定 2/追加 12 一般的意見 30 (一般的意見)(仮訳)**

条約略号：CCPR

一般的意見 30 [75]

規約第 40 条で規定される締約国の報告義務

採択 2002 年 7 月 16 日 (第 2025 回会合)

本一般的意見は、従来の一般的意見 1 に取って代わる。

1. 締約国は、加入後 1 年以内は規約第 40 条に従って、その後は委員会から要請される都度報告書を提出する義務を負う。
2. 委員会は、その年次報告書に記載しているとおり、報告書を定時に提出した締約国は少数のみであることを留意する。その他の多くの締約国は数ヶ月から数年の幅の遅れをもって提出したものの、一部の締約国は、委員会の度重なる督促にも拘わらず未だに提出していない。
3. 他の締約国は委員会に出頭すると発表したが、予定された日程どおり出頭した国はない。
4. こうした状況を改善するため、委員会は次のような新しい規則を制定した。

(a) 報告書は提出したが代表団を委員会に送らない締約国について、委員会は、当該締約国に、報告書の審査を予定する日を通知するか、または、当初予定された会合で報告書を審査することができる。

(b) 締約国が報告書を提出しなかった場合、委員会は、その裁量で、規約の下で保証された権利を実施するために締約国が取った措置につき審査を行う事を提案する日を、以下のとおり当該締約国に通知することができる。

(i) 代表団が当該締約国を代表する場合、委員会は、代表団の面前で、指定された日に審査を実施する。

(ii) 当該締約国の代表団が出席しない場合、委員会は、その裁量で、規約の保証を実施するために締約国が取った措置の審査を当初予定日に行うか、または、別の日を当該締約国に通知するかを決定することができる。

この手続を適用する際、委員会は、代表団が出席する場合は公開の場で、出席しない場合には非公開の場で会議を開催するものとし、報告書作成ガイドラインに規定された様式に則り、委員会の手続規則に記載された方法に従わなければならない。

5. 委員会が最終見解を取りまとめた後、締約国との対話を確立、維持または回復するために、フォローアップの手続が実施されるものとする。この目的のため、および、委員会が新たな行動をとることができるように、委員会は、委員会に報告する特別報告者を任命するものとする。

6. 特別報告者の報告に基づき、委員会は 締約国のとった措置を検討し、必要ならば、その国が次の報告書を提出する新たな日を設定するものとする。